

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てごみの氾濫や廃棄物処分場の確保難、さらにはごみ処理費用負担増による自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況はますます深刻化しています。平成9年から施行された容器包装リサイクル法は平成20年に見直されましたが、依然として事業者の負担に比べて市町村や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再利用促進など循環型社会を実現するための効果は十分とはいえません。

持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制とリサイクルを優先する社会を築くことが必要であり、そのためには生産者が生産過程でごみとなりにくい製品をつくり、使用済み製品の回収から資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要です。

また、使い捨て容器にデポジット制度を導入することは、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源再利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄防止に対し極めて有効な手段といえます。

既に欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任（EPR）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果を上げています。

よって、国におかれては、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について積極的に検討し、早期に制度化するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月19日

上田市議会議長 南 波 清 吾